

北海道循環型社会形成の推進に関する条例の改正について

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日
北海道環境生活部
環境局循環型社会推進課

改正概要

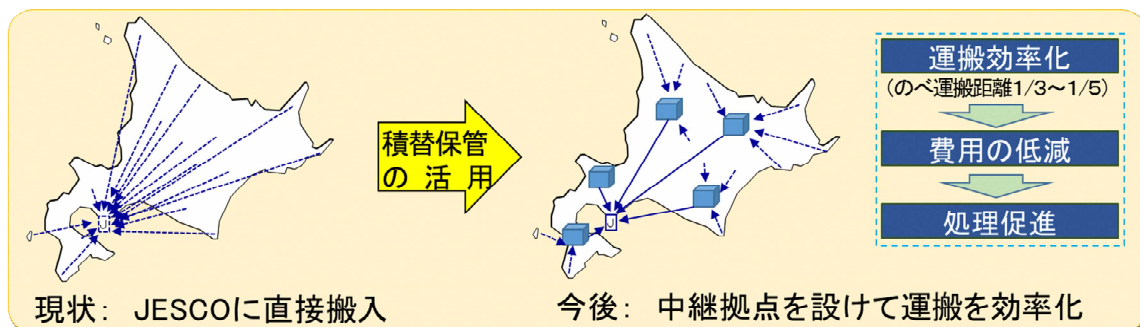
道外の P C B 廃棄物を道内に運搬する際、道内で積替保管を行う場合は、条例で定める事前協議の対象とする。

改正の背景・目的

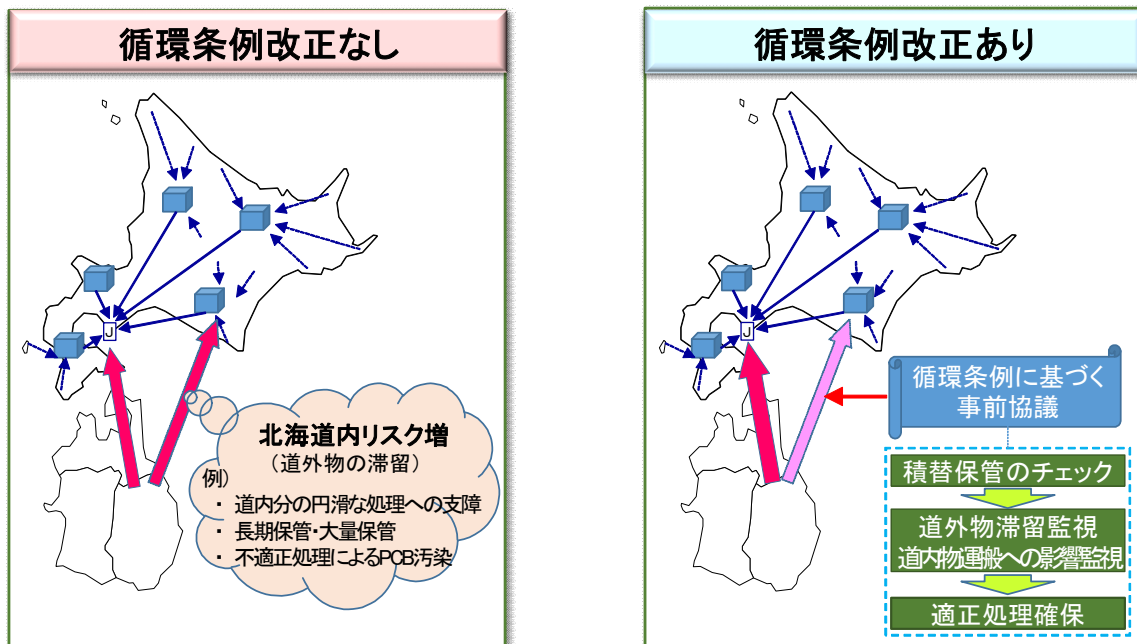
- P C B 廃棄物の早期処理に向け、小型・少量の廃棄物の運搬効率化が必要
 - 積み合わせ（積替保管）により運搬の効率化が可能な一方、滞留による支障のおそれがあり、大量の道外 P C B 廃棄物*（道内分の約 25 倍）による道内分の処理への影響の監視が必要
- ※ 道内（室蘭市）の処理施設では、道内のほか、東日本の 1 都 18 県の小型 P C B 廃棄物を処理

改正のイメージ

- 処理促進のため道内 P C B 廃棄物の運搬を効率化



- 条例改正による道外 P C B 廃棄物の積替保管の監視



改正スケジュール

- ・ 平成 3 0 年 1 1 月 6 日 北海道議会環境生活委員会報告（パブリックコメント実施）
- ・ " 1 1 月 7 日～ パブリックコメント（12 月 6 日まで）
- ・ 平成 3 1 年 1 月 北海道議会環境生活委員会報告（パブリックコメント結果、条例案）
- ・ " 2 月 平成 3 1 年第 1 回北海道議会定例会に提案